

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成17年12月15日
【中間会計期間】	第8期中（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）
【会社名】	株式会社トランスジェニック
【英訳名】	TRANS GENIC INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 是石 匡宏
【本店の所在の場所】	熊本県熊本市花畑町12番32号
【電話番号】	(096) 211 - 3368 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 中川 隆生
【最寄りの連絡場所】	兵庫県神戸市中央区港島南町7丁目1番14号
【電話番号】	(078) 306 - 0590
【事務連絡者氏名】	管理部長 中川 隆生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日
売上高 (千円)		284,980			640,195
経常損失 (千円)		747,778			1,343,641
中間(当期)純損失 (千円)		750,251			1,357,306
純資産額 (千円)		1,069,255			1,623,266
総資産額 (千円)		3,798,708			3,550,624
1株当たり純資産額 (円)		17.77			23.08
1株当たり中間(当期)純損失 (円)		12.56			21.86
潜在株式調整後1株 当たり中間(当期) 純利益 (円)					
自己資本比率 (%)		28.1			45.7
営業活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)		719,199			1,321,942
投資活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)		80,121			103,291
財務活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)		2,009,117			2,416,796
現金及び現金同等物 の中間期末(期末) 残高 (千円)		2,144,397			1,926,163
従業員数 (人)		75			55

(注) 1 第7期中より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2 第8期中については、中間連結財務諸表を作成していないため、記載しておりません。

3 売上高には消費税等は含まれておりません。

4 第7期中及び第7期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日
売上高 (千円)	217,339	284,980	248,974	574,870	640,195
経常損失 (千円)	711,204	724,851	449,661	1,469,776	1,299,013
中間(当期)純損失 (千円)	714,549	727,235	482,058	1,475,807	1,349,730
持分法を適用した場合の投資損失 (千円)	5,931		27,640	27,223	
資本金 (千円)	2,405,930	2,432,056	3,346,885	2,414,022	3,014,765
発行済株式総数 (株)	58,940,500	60,168,500	77,186,802	59,416,500	70,336,781
純資産額 (千円)	2,612,982	1,155,144	1,907,236	1,857,070	1,693,714
総資産額 (千円)	3,467,225	3,884,434	3,032,664	2,620,177	3,620,893
1株当たり純資産額 (円)	44.33	19.20	24.71	31.26	24.08
1株当たり中間(当期)純損失 (円)	12.13	12.17	6.56	25.04	21.74
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)					
1株当たり中間(年間)配当額 (円)					
自己資本比率 (%)	75.4	29.7	62.9	70.9	46.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	654,513		457,412	1,478,870	
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	125,047		434,301	152,480	
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,702		9,524	9,794	
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	1,773,098		1,043,803	929,401	
従業員数 (人)	74	73	48	71	53

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第6期中及び第6期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

3 第7期中及び第7期については、中間連結財務諸表及び連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資損失、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高を記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、主要な関係会社については「3 関係会社の状況」に記載のとおりの変動がありました。

## 3【関係会社の状況】

- (1) 当社は、遺伝子破壊マウス事業における研究開発活動を行っておりました株式会社ユージーン（連結子会社）を平成17年7月1日に吸収合併したため、連結子会社はなくなりました。
- (2) 当中間会計期間より中間連結財務諸表を作成しなくなったことに伴い、前連結会計年度の「4 関係会社の状況」で記載していた「持分法適用関連会社」2社（株式会社エコジェノミクス及び株式会社イムノキック）は、「関連会社」として記載することとなりました。

## 4【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

（平成17年9月30日現在）

従業員数（人）	48
---------	----

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。  
2 従業員数にはパート2名は含まれておりません。

### (2) 労働組合の状況

労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景に設備投資が増加し、個人消費も堅調であるなど、景気は着実に回復基調にあります。

医薬品業界においては、政府による健康保険法改正や後発医薬品の使用促進など、医療費抑制策が継続的に行われているため、大手製薬企業は重点分野を定め、新薬開発競争に鎧を削っております。また、新薬開発には莫大な研究開発資金を要することから、製薬企業は新薬開発の効率化を図るべく、合併・買収などを含めた資本提携を進めております。

当社が属するバイオ関連業界では、こうした国内外の製薬企業等の新薬開発動向の影響を受け、競争が激しくなる傾向にあるなか、当社は、製薬企業や大学等の研究機関に対し、新薬開発の探索や基盤研究に有用な遺伝情報を提供するとともに抗体作製・販売などを行ってまいりました。

当中間会計期間は、遺伝子破壊マウス事業におきまして、アステラス製薬株式会社及び住友化学株式会社への配列情報の開示を完了することができました。非独占的に遺伝情報を提供する枠組みにおいては、三菱化学生命科学研究所と遺伝子破壊マウスの使用権許諾に関する契約を締結できたほか、大学等の研究機関に対する情報提供も着実に増加しつつあります。また、製薬企業等からの依頼を受けて、特定遺伝子を破壊した遺伝子破壊マウスを作製する受託業務については、製薬企業等のニーズを汲み取り、成約を増やすことができました。

抗体事業におきましては、熊本大学の阪口薫雄教授らが発明したGANP遺伝子改変動物を用いた高親和性抗体の産生技術を基盤としたビジネスに取り組んでおり、抗体医薬の開発に取り組む製薬企業や研究機関、診断薬等の開発を行う企業等で有用性の評価・研究が行われているほか、同技術を用いた抗体作製受託が増加しております。

また、当社が特許を出願している測定法を用いた、尿サンプルによる癌診断に利用される体外試薬開発の研究を進めております。複数の診断薬メーカー等と臨床診断薬開発の検討を進めており、診断薬メーカー1社と製造承認申請に向けた臨床開発を開始しております。

以上の結果、当中間会計期間の売上高につきましては、アステラス製薬株式会社及び住友化学株式会社への配列情報の開示を完了することができた一方、当該売上高が前年同期比で大きく減少したことにより、248,974千円（前年同期比12.6%減）となりました。損益は、配列情報開示のための遺伝子破壊マウス作製に係る研究開発費が減少し、研究開発に係る経費等の見直しを進め、コスト削減に努めた結果、経常損失が449,661千円（前年同期は724,851千円の損失）、中間純損失が482,058千円（前年同期は727,235千円の損失）と損失額を大きく減少させることができました。

事業区分別の売上高は、以下のとおりであります。

#### < 遺伝子破壊マウス事業 >

当該事業は、製薬企業や研究機関等のニーズをより一層汲み取ることができるようになり、特定遺伝子を破壊した遺伝子破壊マウスの作製や表現型解析の受託業務を伸ばすことができましたが、アステラス製薬株式会社及び住友化学株式会社への独占的な枠組みにおける配列情報の開示が完了し、当該配列情報開示による売上高が前年同期に比べ大きく減少したこと等により、売上高が216,592千円（前年同期比17.0%減）となりました。

#### < 抗体事業 >

当該事業は、GANPマウスを用いた高親和性抗体の作製受託が増加したほか、尿サンプルによる診断薬作製に係る売上が加わったこと等により、売上高が32,381千円（前年同期比34.5%増）となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、期首残高に比べ882,190千円減少し、1,043,803千円となりました。なお、前中間会計期間は中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成しており、当中間会計期間より中間キャッシュ・フロー計算書を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

当中間会計期間の各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は457,412千円となりました。これは、主に遺伝子破壊マウスの作製に係る研究開発費の支出を要因とした税引前中間純損失479,574千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は434,301千円となりました。これは、主に神戸研究所の建設等の有形固定資産の取得による支出401,440千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は9,524千円となりました。これは、主にストックオプションの権利行使に伴う株式の発行によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 受注実績

当中間会計期間における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別の名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
遺伝子破壊マウス事業	106,836	211,424
抗体事業	14,494	21,612
合計	121,331	233,036

(注) 1 金額には、消費税等は含まれておりません。

2 抗体事業については受託事業収入のみ記載しております。

3 当社では、生産実績を定義することが困難であるため、「生産の実績」は記載しておりません。

4 前中間会計期間は「生産、受注及び販売の状況」を連結ベースで作成していたため、受注実績について前年同期との対比を行っておりません。

### (2) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別の名称	金額(千円)
遺伝子破壊マウス事業	
遺伝子情報売上	138,899
受託事業収入	77,693
計	216,592
抗体事業	
抗体製品売上	23,441
受託事業収入	8,640
その他	300
計	32,381
合計	248,974

(注) 1 金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	金額(千円)	割合(%)
アステラス製薬株式会社	146,619	58.9

3 前中間会計期間は「生産、受注及び販売の状況」を連結ベースで作成していたため、販売実績について前年同期との対比を行っておりません。

### 3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありませんが、その後の経過については以下のとおりであります。

#### (1) 既存事業の採算性向上と新規事業への取組み

##### 遺伝子破壊マウス事業

当該事業は、遺伝子破壊マウスの配列情報及び表現型解析情報の提供、遺伝子破壊マウスの使用権許諾等を行っております。独占的に情報提供する枠組みにおいては、創薬研究開発の上で有望な成果が得られた結果、現在のところ、2件の特許を共同出願することができました。今後、各製薬企業がこれら研究成果を用いて臨床試験に進んだ際に受領するマイルストーンフィーや医薬品として上市された際に受領するランニングロイヤリティを獲得する一連の収益機会を確実なものとするのが重要課題と考えております。

また、当社が作製した遺伝子破壊マウス等の生命資源を非独占的に情報提供、或いは遺伝子破壊マウスの使用権を許諾する枠組みにおいては、製薬企業や大学、研究機関等のニーズに合った情報提供方法の構築、代理店等の販売網強化を行い、早期に収益を計上させることが重要課題であると考えております。

アステラス製薬株式会社及び住友化学株式会社への配列情報開示が完了し、今後の新たな契約については、配列情報開示段階での採算性を考慮した事業モデルにすることが重要と考えております。

その他、製薬企業等から依頼を受け、特定遺伝子を破壊した遺伝子破壊マウスを作製する受託業務についても、製薬企業等のニーズを積極的に汲み取り、また、外部委託先との連携を図り、受注の増加を図っていく方針であります。

##### 抗体事業

当該事業においては、従来から実施している受託研究等により得られた研究データ及び技術等を生かして付加価値の高い製品開発を積極的に行うとともに、他社と差別化できる技術、製品を獲得することが重要課題であると考えております。こうしたなか、熊本大学の阪口薫雄教授らが発明したGANP遺伝子改変動物を用いた高親和性抗体の産生技術を基盤としたビジネス(GANPプロジェクト)に取り組んでおります。現在は、抗体医薬や診断薬等の開発に取り組む製薬企業や研究機関、企業等にGANP遺伝子改変動物を提供し、その有用性の評価・研究を行っている段階であります。同技術を用いた高親和性抗体の作製受託は着実に実績を上げつつあります。

早期癌に対する感度が高く、かつ簡便で非侵襲的な診断方法の確立に向けた研究開発の成果として、ジアセチルスベルミンのモノクローナル抗体を作製し、高感度かつ特異的な測定系の開発に成功しました。現在は、診断薬メーカー等へ当該モノクローナル抗体を提供し、各社において本測定系を用いた臨床診断薬開発の検討を進めております。こうした競合他社と差別化を図ることができる付加価値の高い事業及び抗体製品を創出し、収益力の向上を図ってまいります。

#### (2) 海外市場への展開

事業規模をより一層拡大していくために、国内の製薬企業や研究機関のみならず、グローバルに情報を提供することが重要であると考えております。現在、商社等と代理店契約を締結し、海外の情報・サービス提供先の掘り起こしを行うほか、事業提携先についても検討しております。

#### (3) 特許対応

バイオ・テクノロジー関連業界は、特許権その他の知的財産権の確保が非常に重要であると考えております。当社は、遺伝子破壊マウス事業の中核技術であるトラップベクター法を基盤とする特許を出願しております。

また、遺伝子破壊マウスから得られた有用な成果について特許権を取得する方針であります。当社は、製薬企業が当社の提供する遺伝子破壊マウスから得られた遺伝情報等により、遺伝子の機能が明らかになり、特許性が認められる発明がなされた場合、製薬企業と共同で特許出願する権利を有しており、戦略特許に値するものについては当社単独で出願することもあります。

さらに、新たなプロジェクトの成果及び当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があると考えられる特許、あるいは民間企業・大学等が保有する遺伝子破壊マウス関連特許については、当該特許の事業性、有用性、及び費用対効果等を考慮した上で、ライセンス取得あるいは特許権を取得する方針であります。

#### (4) 資金調達

当社は、事業規模を拡大させるための研究開発、新規事業の取組み、設備投資及び運転資金について、一定の資金需要が見込まれます。今後、事業基盤を強化することを目的として、資金調達を行う可能性があります。



#### 4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

##### (1) 株式会社ユージーンとの合併契約

当社は平成17年5月16日開催の取締役会において合併契約書の承認を決議し、平成17年7月1日を合併期日とし株式会社ユージーンを吸収合併（簡易合併）いたしました。

合併契約の概要につきましては、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等」の重要な後発事象（前連結会計年度）、及び「第5 経理の状況 2 中間財務諸表等」の重要な後発事象（前事業年度）に記載しております。

##### (2) 共同研究契約

遺伝子破壊マウス事業に関連する研究題目に関して、当社が国立大学法人熊本大学（以下「熊本大学」という。）と共同研究を行うために締結している契約であり、当社への新たな技術導入及び移転等のために必要となる重要な契約であります。

研究題目	共同研究者	契約締結日
遺伝子トラップベクターを用いた遺伝子破壊マウス及び遺伝子導入マウス作製方法の検討	山村研一 （発生医学研究センター教授）	平成17年6月3日

契約相手方名	契約担当役 国立大学法人熊本大学事務局長
主な契約内容	各当事者は、それぞれ特定の者を共同研究に参加させるものとし、当社が参加させる者は民間等共同研究員として受け入れられる。 当社は、契約に定める一定の研究経費を負担する。 共同研究の結果行われた発明については、いずれの参加研究員の発明によるかによって熊本大学、当社又は双方に特許を受ける権利が帰属する。熊本大学に帰属する特許を受ける権利又は特許権について、熊本大学は、出願時から5年を超えない範囲において当社又は当社の指定する者に優先的に実施させることができる。
契約期間	契約の対象となる共同研究の研究期間は、研究に必要な経費が当社から納入された日から、平成18年3月31日まで

（注）平成17年3月期（平成16年度）及びそれ以前から継続する共同研究であります。

## 5【研究開発活動】

当中間会計期間における事業区分別の研究開発費は、以下のとおりであります。なお、研究開発費については、特定のセグメントに関連付けられない研究費用5,257千円が含まれており、当中間会計期間の研究開発費の総額は231,528千円となりました。

### 遺伝子破壊マウス事業

当該事業における研究開発活動の主なものは、遺伝子破壊マウス作製に係るもののほか、遺伝子破壊マウスの効率的な作製方法の開発及び自社による創薬ターゲット候補の探索に係るものであります。

なお、当該事業における当中間会計期間の研究開発費は202,321千円であります。

### 抗体事業

当該事業における研究開発活動の主なものは、大学の研究室や公的研究機関等が発見したタンパク質（抗原）の提供を受け、基礎研究用試薬である抗体を開発することです。また、GANPマウスを用いた高親和性抗体の作製や尿サンプルによる癌診断に利用される体外診断薬開発に係る自社による研究開発を行っております。

なお、当該事業における当中間会計期間の研究開発費は23,949千円です。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却について完了したものは、次のとおりであります。

##### (1) 新設

神戸研究所の新設については平成17年7月に完了し、7月から操業を開始しております。

##### (2) 除却

旧本社・研究所の除却については平成17年8月に完了しました。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	281,347,000
計	281,347,000

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成17年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成17年12月15日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	77,186,802	79,517,804	東京証券取引所 マザーズ市場	
計	77,186,802	79,517,804		

(注) 提出日現在発行数には、平成17年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使（旧商法に基づき付与された新株引受権の権利行使を含む。）により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

新事業創出促進法第11条の5第2項及び旧商法第280条ノ19第2項の規定に基づく特別決議による新株引受権（平成12年11月10日臨時株主総会特別決議）

	中間会計期間末現在 （平成17年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成17年11月30日）
新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	195,000	195,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり17円	同左
新株予約権の行使期間	平成14年12月13日から 平成22年10月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 17円 資本組入額 17円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と対象取締役及び従業員と の間で締結した「ストックオプ ション付与契約書」の定めると ころによる	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡質入を禁ずる	同左

(注) 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株発行予定数及び新株引受権の行使を行った者の新株発行数を減じております。

(平成13年2月8日臨時株主総会特別決議)

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,000	51,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり67円	同左
新株予約権の行使期間	平成15年2月10日から 平成22年10月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 67円 資本組入額 34円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約書」の定めるところによる	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡質入を禁ずる	同左

(注) 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株発行予定数及び新株引受権の行使を行った者の新株発行数を減じております。

(平成14年3月27日臨時株主総会特別決議)

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	597,000	597,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり134円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年3月27日から 平成24年3月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 134円 資本組入額 67円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約書」の定めるところによる	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡質入を禁ずる	同左

(注) 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株発行予定数及び新株引受権の行使を行った者の新株発行数を減じております。

商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権  
 (平成14年5月30日臨時株主総会特別決議)

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,929	1,929
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,929,000	1,929,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり134円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年5月30日から 平成24年5月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 134円 資本組入額 67円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と新株予約権割当対象者との 間で締結した「新株予約権割 当契約書」の定めるところによ る	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡質入を禁ずる	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。  
 2 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により  
 権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使を行った者の新株発行数を減じ  
 ております。

(平成15年6月27日定時株主総会特別決議)

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,399	1,399
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,399,000	1,399,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり160円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日から 平成25年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 160円 資本組入額 80円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と新株予約権割当対象者との 間で締結した「新株予約権割 当契約書」の定めるところによ る	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡質入を禁ずる	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。  
 2 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により  
 権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使を行った者の新株発行数を減じ  
 ております。

(平成17年11月14日臨時取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)		40
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		20,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)		(注)2,3,4
新株予約権の行使期間		平成17年12月1日から 平成19年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		(注)2,3,4,5
新株予約権の行使の条件		各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項		該当事項なし

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500,000株であります。

2 行使時の払込金額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する場合における株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初134円とする。

3 行使価額の修正

平成18年3月3日もしくは当社発行に係る第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換が完了した日が属する週の金曜日のいずれか早い時点以降の毎週金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、行使価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、取引日は株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)が算出されない日を含まない。決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎取引日のVWAPの平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。以下「決定日価額」という。)が、その時点で有効な行使価額を下回る場合には決定日価額に修正され、決定日価額が当初行使価額を上回る場合にも決定日価額に修正(以下、決定日価額に修正された行使価額を「修正後行使価額」という。)され、それ以外の場合には修正されない。なお、時価算定期間内に、下記4で定める行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、34円(以下「下限行使価額」という。ただし、下記4による調整を受ける)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、156円(「上限行使価額」という。ただし、下記4による調整を受ける)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

4 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、当社の普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行し、または当社の有する普通株式を処分する場合は、次に定める算式をもって行使価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済株式数から当社が有する普通株式数を控除するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社の普通株式の発行または当社が有する当社の普通株式の移転を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行等が行われる場合にも調整されるものとする。

5 資本組入額

発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

商法第341条ノ2の規定に基づく新株予約権付社債  
 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債  
 (平成16年8月23日臨時取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	4	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	本新株予約権の行使請求に係る 本社債の発行価額の総額を転換 価額(ただし、(注)3及び (注)4によって修正または調 整された場合は修正後または調 整後の転換価額)で除して得ら れる最大整数とする。この場合 に1株未満の端数が生じた時は これを切り捨て、現金による調 整は行わない。	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)1, 2, 3, 4	
新株予約権の行使期間	平成16年9月9日から 平成18年9月7日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)2, 3, 4, 5	
新株予約権の行使の条件	(注)6	
新株予約権の譲渡に関する事項	商法第341条ノ2第4項の定め により、本社債と本新株予約権の うち一方のみを譲渡することは できない。	
新株予約権付社債の残高(千円)	200,000	

(注)1 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

2 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初173円とする。

3 転換価額の修正

本社債の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、下記4に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本社債の社債要項に従い当社が適正と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が51.9円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記4による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が242.2円(以下「上限転換価額」という。ただし、下記4による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

4 転換価額の調整

当社は、本社債の発行後、当社の普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し、または当社の有する普通株式を処分する場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済株式数から当社が有する普通株式数を控除するものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$



なお、株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社の普通株式の発行または当社が有する当社の普通株式の移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合にも調整されるものとする。

5 資本組入額

転換価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

- 6 当社が本社債を繰上償還する場合または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日または期限の利益の喪失日以降本新株予約権を行使することはできない。また、当社が本社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本社債の社債券が償還金支払場所に提出されたとき以後、本新株予約権を行使することができない。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

（平成17年11月14日臨時取締役会決議）

	中間会計期間末現在 （平成17年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成17年11月30日）
新株予約権の数（個）		30
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）		本新株予約権の行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額（ただし、（注）3及び（注）4によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じた時はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。
新株予約権の行使時の払込金額（円）		（注）1，2，3，4
新株予約権の行使期間		平成17年12月1日から 平成19年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）		（注）2，3，4，5
新株予約権の行使の条件		（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項		商法第341条ノ2第4項の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
新株予約権付社債の残高（千円）		3,000,000

（注）1 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

- 2 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初111円とする。

### 3 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎週金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の3連続取引日（ただし、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）が算出されない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前のVWAPが算出される取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の各取引日のVWAPの平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）がその時点で有効な転換価額を下回る場合には決定日価額に修正され、決定日価額が当初転換価額を上回る場合にも決定日価額に修正（以下、決定日価額に修正された転換価額を「修正後転換価額」という。）され、それ以外の場合には修正されない。なお、時価算定期間内に、下記4で定める転換価額の調整事由が生じた場合は、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が34円（以下「下限転換価額」という。ただし、下記4による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が156円（以下「上限転換価額」という。ただし、下記4による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

### 4 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社の普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行し、または当社の有する普通株式を処分する場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済株式数から当社が有する普通株式数を控除するものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社の普通株式の発行または当社が有する当社の普通株式の移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合にも調整されるものとする。

### 5 資本組入額

転換価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

### 6 当社が本社債を繰上償還する場合には、償還日の前銀行営業日の銀行営業時間終了時以後、または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日以降、本新株予約権を行使することはできない。当社が本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、償還日の前銀行営業日の銀行営業時間終了時以後本新株予約権を行使することができない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年7月1日 (注)1		74,151,747		3,215,826	58	3,297,295
平成17年4月1日 ~ 平成17年9月30日 (注)2	6,850,021	77,186,802	332,120	3,346,885	327,738	3,426,094

(注)1 資本準備金の増加は、子会社でありました株式会社ユージーンとの合併差益であります。なお、同社の全株式を所有しておりましたので、新株式は発行していません。

2 新株予約権の行使(旧商法に基づき付与された新株引受権の権利行使を含む。)による増加であります。

3 平成17年10月1日から平成17年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,331,002株、資本金が100,233千円及び資本準備金が99,766千円増加しております。

## (4) 【大株主の状況】

(平成17年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
井出 剛	熊本市江越 1 29 25 409	3,191	4.13
大阪証券金融株式会社(業務 口)	大阪市中央区北浜 2 4 6	2,061	2.67
松井証券株式会社(一般信用 口)	東京都千代田区麹町 1 4	1,562	2.02
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1 6 6	1,350	1.74
第一生命保険相互会社 (常任代理人資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町 1 13 1 (東京都中央区晴海 1 8 12)	1,050	1.36
電源開発株式会社	東京都中央区銀座 6 15 1	900	1.16
是石 匡宏	福岡市早良区百道浜 4 31 10 1905	622	0.80
株式会社和陽インターナシヨ ナルコンサルティング	東京都港区赤坂 8 1 22	600	0.77
西村 俊一	静岡県掛川市横須賀1554	490	0.63
マネックスビーンズ証券株式 会社	東京都千代田区丸の内 1 11 1	396	0.51
計		12,222	15.83

(注)1 前事業年度末現在主要株主であった株式会社井出事務所は、当中間期末では主要株主ではなくなりました。

2 マネックスビーンズ証券株式会社は、平成17年12月3日にマネックス証券株式会社に商号変更しております。

## (5) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

(平成17年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 77,169,000	77,169	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 10,802		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	77,186,802		
総株主の議決権		77,169	

(注) 1 「単元未満株式」には当社所有の自己株式548株を含んでおります。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式が55,000株(議決権55個)が含まれております。

## 【自己株式等】

(平成17年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社トランス ジェニック	熊本県熊本市花畑町12番32号	7,000		7,000	0.00
計		7,000		7,000	0.00

## 2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	144	137	117	110	106	103
最低(円)	126	97	101	101	91	93

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

ただし、前中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

ただし、前中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

### 3 中間連結財務諸表について

当社は、連結子会社でありました株式会社ユージーンを合併したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、当中間会計期間より中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年3月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
流動資産						
1 現金及び預金		2,579,780		2,356,548		
2 受取手形及び売掛金		111,778		183,310		
3 有価証券		349,915		349,828		
4 たな卸資産		104,079		77,277		
5 その他		82,509		89,553		
貸倒引当金		126		202		
流動資産合計		3,227,937	85.0	3,056,315	86.1	
固定資産						
1 有形固定資産	1					
(1) 工具器具及び備品		203,151		173,452		
(2) その他		149,085	352,237	126,085	299,538	
2 無形固定資産			55,420		52,441	
3 投資その他の資産			163,113		142,329	
固定資産合計			570,771	15.0	494,308	13.9
資産合計			3,798,708	100.0	3,550,624	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1 短期借入金		160,000		382,000	
2 未払金		264,892		216,898	
3 前受金		57,611		54,968	
4 その他		46,949		45,492	
流動負債合計		529,453	14.0	699,358	19.7
固定負債					
1 社債		200,000		200,000	
2 新株予約権付社債		2,000,000		850,000	
3 長期借入金		-		178,000	
固定負債合計		2,200,000	57.9	1,228,000	34.6
負債合計		2,729,453	71.9	1,927,358	54.3
(少数株主持分)					
少数株主持分					
(資本の部)					
資本金		2,432,056	64.0	3,014,765	84.9
資本剰余金		2,522,936	66.4	3,098,297	87.2
利益剰余金		3,882,101	102.2	4,489,156	126.4
その他有価証券評価差額金		3,386	0.1		
自己株式		250	0.0	640	0.00
資本合計		1,069,255	28.1	1,623,266	45.7
負債、少数株主持分及び資本合計		3,798,708	100.0	3,550,624	100.0



【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)				
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)		百分比 (%)		
売上高	1		284,980	100.0	640,195	100.0		
売上原価			98,223	34.5	228,980	35.8		
売上総利益			186,757	65.5	411,215	64.2		
販売費及び一般管理費			911,600	319.8	1,707,528	266.7		
営業損失			724,843	254.3	1,296,313	202.5		
営業外収益								
1 受取利息			273		420			
2 受取配当金					9			
3 補助金収入			14,914		19,480			
4 その他			3,663	18,851	6.6	4,194	24,104	3.8
営業外費用								
1 支払利息			2,350		4,972			
2 社債発行費償却			15,952		15,952			
3 投資有価証券売却損					3,735			
4 持分法による投資損失			21,928		43,328			
5 その他			1,554	41,785	14.7	3,444	71,432	11.2
経常損失				747,778	262.4		1,343,641	209.9
特別損失								
1 固定資産除却損							7,584	1.2
税金等調整前中間(当期)純損失				747,778	262.4		1,351,225	211.1
法人税、住民税及び事業税				2,473	0.9		6,080	0.9
中間(当期)純損失			750,251	263.3		1,357,306	212.0	

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資本剰余金の部)					
資本剰余金期首残高			2,515,901		2,515,901
資本剰余金増加高					
1 新株予約権付社債の転換による新株の発行				572,384	
2 新株予約権の行使による新株の発行		7,035	7,035	10,011	582,395
資本剰余金中間期末(期末)残高			2,522,936		3,098,297
(利益剰余金の部)					
利益剰余金期首残高			3,131,849		3,131,849
利益剰余金減少高					
1 中間(当期)純損失		750,251	750,251	1,357,306	1,357,306
利益剰余金中間期末(期末)残高			3,882,101		4,489,156

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間(当期)純損失		747,778	1,351,225
減価償却費		50,433	105,309
貸倒引当金の増減額(減少: )		15	60
受取利息及び受取配当金		273	430
支払利息		2,350	4,972
社債発行費償却		15,952	15,952
持分法による投資損益(益: )		21,928	43,328
投資有価証券売却損			3,735
固定資産除却損			7,584
売上債権の増減額(増加: )		28,446	43,086
たな卸資産の増減額(増加: )		4,981	21,820
未払金の増減額(減少: )		68,941	95,909
前受金の増減額(減少: )		8,742	6,099
その他資産の増減額(増加: )		26,924	31,209
その他負債の増減額(減少: )		7,025	2,151
小計		714,035	1,310,846
利息及び配当金の受取額		66	93
利息の支払額		1,651	7,606
法人税等の支払額		3,578	3,584
営業活動によるキャッシュ・フロー		719,199	1,321,942
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		5,000	5,000
定期預金の払戻による収入		30,045	35,045
有価証券の取得による支出			349,825
有価証券の償還による収入			350,000
有形固定資産の取得による支出		57,880	76,543
無形固定資産の取得による支出		12,286	20,615
投資有価証券の取得による支出		35,000	45,000
投資有価証券の売却による収入			8,646
投資活動によるキャッシュ・フロー		80,121	103,291
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増加額			200,000
長期借入れによる収入			200,000
株式の発行による収入		25,069	33,139
新株予約権付社債の発行による収入		1,984,048	1,984,048
自己株式の取得による支出			390
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,009,117	2,416,796
現金及び現金同等物の増減額(減少: )		1,209,795	991,561
現金及び現金同等物の期首残高		934,601	934,601
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		2,144,397	1,926,163

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 1社</p> <p>連結子会社名 (株)ユージーン すべての子会社を連結しております。</p> <p>なお、(株)ユージーンにつきましては重要性が増したことから、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 同左</p> <p>なお、(株)ユージーンにつきましては重要性が増したことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社の数 2社</p> <p>持分法適用の関連会社名 (株)エコジェノミクス (株)イムノキック すべての関連会社について持分法を適用しております。</p> <p>なお、(株)エコジェノミクス及び(株)イムノキックにつきましては中間連結財務諸表の作成に伴い、当中間連結会計期間より持分法の適用の範囲に含めております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社の数 同左</p> <p>なお、(株)エコジェノミクス及び(株)イムノキックにつきましては連結財務諸表の作成に伴い、当連結会計年度より持分法の適用の範囲に含めております。</p>
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している) 時価のないもの 移動平均法による原価法 たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している) 時価のないもの 同左 たな卸資産 仕掛品 同左 貯蔵品 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 建物（附属設備を除く）については定額法、その他については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 10～15年 機械装置及び運搬具 7～17年 工具器具及び備品 4～15年</p> <p>無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能見込期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 社債発行費 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 社債発行費 同左</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。	同左

追加情報

<p>前中間連結会計期間                      (自 平成16年4月1日                      至 平成16年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度                      (自 平成16年4月1日                      至 平成17年3月31日)</p>
<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間連結会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費が5,000千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失が、5,000千円増加しております。</p>	<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当連結会計年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費が12,226千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失が、12,226千円増加しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度 (平成17年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 220,066千円</p> <p>2 偶発債務 当社グループは株式会社パナファーム・ラボラトリーズとの間で遺伝子破壊マウスの飼育管理等に係る長期の委託契約(契約期間10年)を締結しております。当該契約によれば、当社グループもしくはパナファーム社の一方が契約期間満了前に契約の中止を申し入れた場合には、相手方は契約費用の残金を限度として賠償を請求できることとなっております。なお、平成16年9月30日現在における契約費用の残金は400,585千円であります。</p> <p>3 当社グループは、研究開発資金の効率的な調達を行うため、コミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。 この契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高等は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 700,000千円 借入実行残高 借入未実行残高 700,000千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 261,796千円</p> <p>2 偶発債務 当社グループは株式会社パナファーム・ラボラトリーズとの間で遺伝子破壊マウスの飼育管理等に係る長期の委託契約(契約期間10年)を締結しております。当該契約によれば、当社グループもしくはパナファーム社の一方が契約期間満了前に契約の中止を申し入れた場合には、相手方は契約費用の残金を限度として賠償を請求できることとなっております。なお、平成17年3月31日現在における契約費用の残金は371,962千円であります。</p> <p>3 当社グループは、研究開発資金の効率的な調達を行うため、コミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。 この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 700,000千円 借入実行残高 借入未実行残高 700,000千円</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は研究開発費649,616千円であり、その主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>人件費 132,283千円 外注費 312,615千円 消耗品費 110,150千円 減価償却費 40,623千円</p>	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は研究開発費1,147,608千円であり、その主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>人件費 226,012千円 外注費 566,263千円 消耗品費 171,941千円 減価償却費 84,542千円</p>

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)
<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成16年9月30日現在)</p> <p>現金及び預金勘定 2,579,780千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 435,382千円 現金及び現金同等物 2,144,397千円</p>	<p>現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年3月31日現在)</p> <p>現金及び預金勘定 2,356,548千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 430,385千円 現金及び現金同等物 1,926,163千円</p>

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="width: 15%;">中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">8,134</td> <td style="text-align: center;">4,276</td> <td style="text-align: center;">3,857</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	工具器具及び備品	8,134	4,276	3,857	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="width: 15%;">期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">20,634</td> <td style="text-align: center;">5,923</td> <td style="text-align: center;">14,710</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具器具及び備品	20,634	5,923	14,710
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)														
工具器具及び備品	8,134	4,276	3,857														
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)														
工具器具及び備品	20,634	5,923	14,710														
2 未経過リース料中間期末残高相当額	2 未経過リース料期末残高相当額																
1年内 1,654千円	1年内 3,929千円																
1年超 2,294千円	1年超 10,946千円																
合計 3,949千円	合計 14,875千円																
3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																
支払リース料 856千円	支払リース料 2,643千円																
減価償却費相当額 813千円	減価償却費相当額 2,460千円																
支払利息相当額 42千円	支払利息相当額 255千円																
4 減価償却費相当額の算定方法	4 減価償却費相当額の算定方法																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左																
5 利息相当額の算定方法	5 利息相当額の算定方法																
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左																



(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成16年9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
(1) 株式	12,386	9,000	3,386
(2) 債券			
(3) その他			
合計	12,386	9,000	3,386

2. 時価評価されていない有価証券の内容

区分	中間連結貸借対照表計上額(千円)
(1) 満期保有目的の債券	
割引金融債	349,915
(2) その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	15,000
合計	364,915

前連結会計年度末(平成17年3月31日)

時価評価されていない有価証券の内容

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
(1) 満期保有目的の債券	
割引金融債	349,828
(2) その他有価証券	
非上場株式	25,000
合計	374,828

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成16年9月30日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

前連結会計年度末(平成17年3月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	遺伝子破壊マウス事業 (千円)	抗体事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	260,898	24,082	284,980		284,980
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高					
計	260,898	24,082	284,980		284,980
営業費用	754,117	53,963	808,080	201,743	1,009,824
営業損失	493,219	29,881	523,100	201,743	724,843

(注) 1 事業区分の方法

事業区分については、サービス及び製品の種類を考慮して分類しております。

2 各事業に属する主要サービス及び製品の内容

事業区分	主要サービス及び製品
遺伝子破壊マウス事業	遺伝子破壊マウス作製及び当該マウスにかかる遺伝子機能情報等の提供
抗体事業	抗体の開発、製造及び販売

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用

	当中間連結会計期間(千円)	主な内容
消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額	201,743	当社の管理部門に係る費用

前連結会計年度（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）

	遺伝子破壊 マウス事業 (千円)	抗体事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	573,541	66,653	640,195		640,195
(2) セグメント間の内部売上高又は 振替高					
計	573,541	66,653	640,195		640,195
営業費用	1,391,320	124,438	1,515,759	420,749	1,936,508
営業損失	817,778	57,784	875,563	420,749	1,296,313

(注) 1 事業区分の方法

事業区分については、サービス及び製品の種類を考慮して分類しております。

2 各事業に属する主要サービス及び製品の内容

事業区分	主要サービス及び製品
遺伝子破壊マウス事業	遺伝子破壊マウス作製及び当該マウスにかかる遺伝子機能情報等の提供
抗体事業	抗体の開発、製造及び販売

3 消去又は全社の項目に含めた金額及び主な内容

	当連結会計年度(千円)	主な内容
消去又は全社の項目に含めた 配賦不能営業費用の金額	420,749	当社グループの管理部門に係る費用

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

## ( 1株当たり情報 )

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり純資産額	17円77銭	23円08銭
1株当たり中間(当期)純損失	12円56銭	21円86銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益については、1株当たり 中間純損失であるため記載しており ません。	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、1株当たり 当期純損失であるため記載しており ません。

(注) 1株当たり中間(当期)純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
中間(当期)純損失(千円)	750,251	1,357,306
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る中間(当期)純損失 (千円)	750,251	1,357,306
普通株式の期中平均株式数 (千株)	59,753	62,089
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>新事業創出促進法第11条の5第2項及び旧商法第280条ノ19第2項の規定に基づく特別決議による新株引受権 株主総会特別決議日 平成12年11月10日 (目的となる株式の数 422,000株)</p> <p>平成13年2月8日 (目的となる株式の数 249,000株)</p> <p>平成14年3月27日 (目的となる株式の数 804,000株)</p> <p>商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権 株主総会特別決議日 平成14年5月30日 (新株予約権 2,007個 目的となる株式の数 2,007,000株)</p> <p>平成15年6月27日 (新株予約権 1,682個 目的となる株式の数 1,682,000株)</p> <p>第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 額面総額 2,000,000千円</p> <p>これらの詳細については、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>新事業創出促進法第11条の5第2項及び旧商法第280条ノ19第2項の規定に基づく特別決議による新株引受権 株主総会特別決議日 平成12年11月10日 (目的となる株式の数 302,000株)</p> <p>平成13年2月8日 (目的となる株式の数 171,000株)</p> <p>平成14年3月27日 (目的となる株式の数 678,000株)</p> <p>商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権 株主総会特別決議日 平成14年5月30日 (新株予約権 1,968個 目的となる株式の数 1,968,000株)</p> <p>平成15年6月27日 (新株予約権 1,472個 目的となる株式の数 1,472,000株)</p> <p>第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 額面総額 850,000千円</p> <p>同左</p>

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間  
(自 平成16年4月1日  
至 平成16年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度  
(自 平成16年4月1日  
至 平成17年3月31日)

1 当社は平成17年5月16日開催の取締役会におきまして合併契約書の承認を決議し、平成17年7月1日を合併期日として株式会社ユージーンを吸収合併することといたしました。

合併に関する事項の概要は以下のとおりであります。

(1) 合併の目的

被合併会社である株式会社ユージーンは、山村研一教授(熊本大学教授、同社及び当社取締役を兼業)らが中心となり、科学技術振興事業団(現・独立行政法人科学技術振興機構)の「新規事業志向型研究開発成果展開事業(プレ・ベンチャー事業)」に採択された「ジーン・トラップ・プロジェクト」での研究開発活動の成果を基に、平成13年10月に設立されました。当社は、同社が保有する技術・ノウハウを導入することを目的として、平成14年5月に子会社とし、現在は、同社を100%出資子会社としております。

これにより、当社内では可変型遺伝子トラップ法に係る技術移転や習熟が進み、遺伝子破壊マウス事業の事業効率の向上や当社技術レベルの向上に一定の成果が得られております。また、同社独自の成果として、遺伝子破壊マウスに係る機能情報の特許(出願番号:特願2001-157567、特願2001-157568)を有しております。

同社は、当社グループにおいて、技術開発的な研究開発を担う重要な位置付けにあることに変わりありませんが、当社において、遺伝子破壊マウス事業の中核施設を神戸研究所に集約することを機に、両社が推進してきたことを集約し、当社で実施した方が効率的と考え、同社を吸収合併することといたしました。

(2) 合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併(簡易合併)方式で、株式会社ユージーンは解散いたします。

(3) 合併により発行する株式の種類及び数、増加すべき資本金、財産の引継ぎ

当社は合併に際して、合併による新株発行及び資本金の増加は行わないこととします。

株式会社ユージーンは、平成17年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とした資産、負債及び権利義務の一切を、合併期日において当社に引継ぎます。

(4) 合併交付金

当社は、株式会社ユージーンの全ての株式を所有しておりますので、合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いは行いません。

2 転換社債型新株予約権付社債の新株への転換

当社が平成16年9月8日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(総額2,000,000千円)につき、平成17年5月2日付(200,000千円)、平成17年6月27日付(100,000千円)及び平成17年6月29日付(100,000千円)で、新株予約権の権利行使による新株への転換が行われました。その内容は以下のとおりであります。

(1) 転換社債型新株予約権付社債の減少額	400,000千円
(2) 資本金の増加額	201,060千円
(3) 資本剰余金の増加額	198,939千円
(4) 増加した株式の種類及び株数	普通株式 3,814,966株

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2【中間財務諸表等】

### (1)【中間財務諸表】

#### 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金		2,575,415		1,474,289		2,356,378	
2 受取手形		1,474				1,201	
3 売掛金		110,304		55,406		182,109	
4 有価証券		349,915		349,915		349,828	
5 たな卸資産		104,079		102,672		77,277	
6 その他	3	112,780		89,557		89,450	
貸倒引当金		156		55		202	
流動資産合計		3,253,812	83.8	2,071,785	68.3	3,056,042	84.4
固定資産							
1 有形固定資産	1						
(1) 建物				399,677		64,355	
(2) 工具器具及び備品		203,029		150,834		173,452	
(3) その他		149,085		79,850		61,729	
有形固定資産合計		352,115		630,362		299,538	
2 無形固定資産		55,420		43,999		52,441	
3 投資その他の資産		223,086		286,517		212,871	
固定資産合計		630,622	16.2	960,879	31.7	564,850	15.6
資産合計		3,884,434	100.0	3,032,664	100.0	3,620,893	100.0



【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高		284,980	100.0	248,974	100.0	640,195	100.0
売上原価		98,223	34.5	140,876	56.6	228,980	35.8
売上総利益		186,757	65.5	108,098	43.4	411,215	64.2
販売費及び一般管理費	1	910,871	319.6	551,381	221.5	1,706,702	266.6
営業損失		724,114	254.1	443,283	178.1	1,295,487	202.4
営業外収益	2	19,121	6.7	1,377	0.6	24,578	3.8
営業外費用	3	19,857	7.0	7,755	3.1	28,104	4.3
経常損失		724,851	254.4	449,661	180.6	1,299,013	202.9
特別損失				29,913	12.0	44,816	7.0
税引前中間(当期) 純損失		724,851	254.4	479,574	192.6	1,343,829	209.9
法人税、住民税及び 事業税		2,383	0.8	2,484	1.0	5,900	0.9
中間(当期)純損失		727,235	255.2	482,058	193.6	1,349,730	210.8
前期繰越損失		3,068,977		4,418,707		3,068,977	
中間(当期)未処理 損失		3,796,212		4,900,766		4,418,707	



【中間キャッシュ・フロー計算書】

前中間会計期間及び前事業年度については中間連結財務諸表及び連結財務諸表を作成しているため、中間連結財務諸表において記載しております。

		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失		479,574
減価償却費		49,931
貸倒引当金の増減額(減少: )		147
固定資産除却損		28,305
固定資産売却損		1,607
受取利息及び受取配当金		141
支払利息		5,580
社債利息		1,002
売上債権の増減額(増加: )		127,904
たな卸資産の増減額(増加: )		25,394
未払金の増減額(減少: )		138,698
前受金の増減額(減少: )		28,302
その他資産の増減額(増加: )		17,854
その他負債の増減額(減少: )		6,296
小計		446,367
利息及び配当金の受取額		40
利息の支払額		5,724
法人税等の支払額		5,360
営業活動によるキャッシュ・フロー		457,412
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		401,440
有形固定資産の売却による収入		1,020
有形固定資産の除却による支出		71
無形固定資産の取得による支出		1,460
投資有価証券の取得による支出		4,000
関係会社株式の取得による支出		28,350
投資活動によるキャッシュ・フロー		434,301
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入		9,859
自己株式の取得による支出		334
財務活動によるキャッシュ・フロー		9,524
現金及び現金同等物の増減額(減少: )		882,190
現金及び現金同等物の期首残高		1,925,993
現金及び現金同等物の中間期末残高		1,043,803

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛品 同左 貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している） 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛品 同左 貯蔵品 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 建物（附属設備を除く）については定額法、その他については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10～15年 機械及び装置 7～17年 工具器具及び備品 4～15年</p>	<p>(1) 有形固定資産 建物（附属設備を除く）については定額法、その他については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10～38年 構築物 15年 機械及び装置 7～17年 工具器具及び備品 4～15年</p>	<p>(1) 有形固定資産 建物（附属設備を除く）については定額法、その他については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10～15年 機械及び装置 7～17年 工具器具及び備品 4～15年</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(2) 無形固定資産 ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能見込期間(5年)に基づく定額法によっております。	(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能見込期間(5年)に基づく定額法によっております。	(2) 無形固定資産 ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能見込期間(5年)に基づく定額法によっております。
3 繰延資産の処理方法	社債発行費 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。		社債発行費 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
4 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左	貸倒引当金 同左
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲		手許現金、随時引き出し可能な預金及び取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。	
7 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。	

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)
	(中間貸借対照表) 前中間会計期間において有形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「建物」は、資産総額の100分の5を超えたため、当中間会計期間より区分掲記しております。 なお、前中間会計期間の「建物」は78,235千円であります。

追加情報

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。 この結果、販売費及び一般管理費が5,000千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失が、5,000千円増加しております。		「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当事業年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。 この結果、販売費及び一般管理費が12,226千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が、12,226千円増加しております。

注記事項

( 中間貸借対照表関係 )

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 219,942千円</p> <p>2 偶発債務 当社は株式会社パナファーム・ラボラトリーズとの間で遺伝子破壊マウスの飼育管理等に係る長期の委託契約(契約期間10年)を締結しております。当該契約によれば、当社もしくはパナファーム社の一方が契約期間満了前に契約の中止を申し入れた場合には、相手方は契約費用の残金を限度として賠償を請求できることとなっております。なお、平成16年9月30日現在における契約費用の残金は400,585千円であります。</p> <p>3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>4 当社は、研究開発資金の効率的な調達を行うため、コミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。 この契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高等は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 700,000千円 借入実行残高 借入未実行残高 700,000千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 275,123千円</p> <p>2 偶発債務 当社は株式会社パナファーム・ラボラトリーズとの間で遺伝子破壊マウスの飼育管理等に係る長期の委託契約(契約期間10年)を締結しております。当該契約によれば、当社もしくはパナファーム社の一方が契約期間満了前に契約の中止を申し入れた場合には、相手方は契約費用の残金を限度として賠償を請求できることとなっております。なお、平成17年9月30日現在における契約費用の残金は343,360千円であります。</p> <p>3 消費税等の取扱い 同左</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 261,796千円</p> <p>2 偶発債務 当社は株式会社パナファーム・ラボラトリーズとの間で遺伝子破壊マウスの飼育管理等に係る長期の委託契約(契約期間10年)を締結しております。当該契約によれば、当社もしくはパナファーム社の一方が契約期間満了前に契約の中止を申し入れた場合には、相手方は契約費用の残金を限度として賠償を請求できることとなっております。なお、平成17年3月31日現在における契約費用の残金は371,962千円であります。</p> <p>4 当社は、研究開発資金の効率的な調達を行うため、コミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。 この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 700,000千円 借入実行残高 借入未実行残高 700,000千円</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<b>1 研究開発費の総額</b> 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は649,616千円であり、その主要なものについては次のとおりであります。 人件費 132,283千円 外注費 312,615千円 消耗品費 110,150千円 減価償却費 40,623千円	<b>1 研究開発費の総額</b> 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は231,528千円であり、その主要なものについては次のとおりであります。 人件費 60,225千円 外注費 92,980千円 消耗品費 21,455千円 減価償却費 29,530千円	<b>1 研究開発費の総額</b> 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は1,147,608千円であり、その主要なものについては次のとおりであります。 人件費 226,012千円 外注費 566,263千円 消耗品費 171,941千円 減価償却費 84,542千円
<b>2 営業外収益のうち主要なもの</b> 受取利息 456千円 補助金収入 14,914千円	<b>2 営業外収益のうち主要なもの</b> 受取利息 141千円	<b>2 営業外収益のうち主要なもの</b> 受取利息 700千円 補助金収入 19,480千円
<b>3 営業外費用のうち主要なもの</b> 支払利息 1,353千円 社債利息 997千円 社債発行費償却 15,952千円	<b>3 営業外費用のうち主要なもの</b> 支払利息 5,580千円 社債利息 1,002千円	<b>3 営業外費用のうち主要なもの</b> 支払利息 2,978千円 社債利息 1,994千円 社債発行費償却 15,952千円
<b>4 減価償却実施額</b> 有形固定資産 41,422千円 無形固定資産 8,977千円	<b>4 減価償却実施額</b> 有形固定資産 40,030千円 無形固定資産 9,901千円	<b>4 減価償却実施額</b> 有形固定資産 86,729千円 無形固定資産 18,516千円

## (中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年9月30日現在)	
現金及び預金勘定	1,474,289千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	430,486千円
現金及び現金同等物	1,043,803千円

前中間会計期間及び前事業年度については中間連結財務諸表及び連結財務諸表を作成しているため、中間連結財務諸表における注記事項として記載しております。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)																								
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="width: 20%;">中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">8,134</td> <td style="text-align: center;">4,276</td> <td style="text-align: center;">3,857</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	工具器具及び備品	8,134	4,276	3,857	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="width: 20%;">中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">20,634</td> <td style="text-align: center;">7,987</td> <td style="text-align: center;">12,647</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	工具器具及び備品	20,634	7,987	12,647	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="width: 20%;">期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">20,634</td> <td style="text-align: center;">5,923</td> <td style="text-align: center;">14,710</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具器具及び備品	20,634	5,923	14,710
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																							
工具器具及び備品	8,134	4,276	3,857																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																							
工具器具及び備品	20,634	7,987	12,647																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																							
工具器具及び備品	20,634	5,923	14,710																							
<p>2 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; margin-left: 40px;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,654千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">2,294千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">3,949千円</td> </tr> </table>	1年内	1,654千円	1年超	2,294千円	合計	3,949千円	<p>2 未経過リース料中間期末残高相当額等</p> <p style="margin-left: 40px;">未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; margin-left: 40px;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">3,623千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">9,273千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">12,896千円</td> </tr> </table>	1年内	3,623千円	1年超	9,273千円	合計	12,896千円	<p>2 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; margin-left: 40px;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">3,929千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">10,946千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">14,875千円</td> </tr> </table>	1年内	3,929千円	1年超	10,946千円	合計	14,875千円						
1年内	1,654千円																									
1年超	2,294千円																									
合計	3,949千円																									
1年内	3,623千円																									
1年超	9,273千円																									
合計	12,896千円																									
1年内	3,929千円																									
1年超	10,946千円																									
合計	14,875千円																									
<p>3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; margin-left: 40px;"> <tr> <td style="width: 30%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">856千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">813千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">42千円</td> </tr> </table>	支払リース料	856千円	減価償却費相当額	813千円	支払利息相当額	42千円	<p>3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; margin-left: 40px;"> <tr> <td style="width: 30%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">2,251千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">2,063千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">272千円</td> </tr> </table>	支払リース料	2,251千円	減価償却費相当額	2,063千円	支払利息相当額	272千円	<p>3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; margin-left: 40px;"> <tr> <td style="width: 30%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">2,643千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">2,460千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">255千円</td> </tr> </table>	支払リース料	2,643千円	減価償却費相当額	2,460千円	支払利息相当額	255千円						
支払リース料	856千円																									
減価償却費相当額	813千円																									
支払利息相当額	42千円																									
支払リース料	2,251千円																									
減価償却費相当額	2,063千円																									
支払利息相当額	272千円																									
支払リース料	2,643千円																									
減価償却費相当額	2,460千円																									
支払利息相当額	255千円																									
<p>4 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>4 減価償却費相当額の算定方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>4 減価償却費相当額の算定方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>																								
<p>5 利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>5 利息相当額の算定方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>5 利息相当額の算定方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>																								
	<p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>																									

(有価証券関係)

前中間会計期間及び前事業年度については中間連結財務諸表及び連結財務諸表を作成しているため、「有価証券関係」(子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは除く)の注記については、中間連結財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間会計期間末(平成16年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末(平成17年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
(1) 株式	10,000	70,400	60,400
(2) 債券			
(3) その他			
合計	10,000	70,400	60,400

3. 時価評価されていない有価証券の内容

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
(1) 満期保有目的の債券	
割引金融債	349,915
(2) その他有価証券	
非上場株式	15,000
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	4,000
合計	368,915

前事業年度末(平成17年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。



(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間及び前事業年度については中間連結財務諸表及び連結財務諸表を作成しているため、「デリバティブ取引関係」の注記については、中間連結財務諸表における注記事項として記載しております。

当中間会計期間末(平成17年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間及び前事業年度については中間連結財務諸表及び連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。

	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)
関連会社に対する投資の金額(千円)	136,350
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	38,157
持分法を適用した場合の投資損失の金額(千円)	27,640

## ( 1株当たり情報 )

項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり純資産額	19円20銭	24円71銭	24円08銭
1株当たり中間(当期)純 損失	12円17銭	6円56銭	21円74銭
	なお、潜在株式調整後1 株当たり中間純利益につ いては、1株当たり中間純損 失であるため記載しており ません。	同左	なお、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益につ いては、1株当たり当期純損 失であるため記載しており ません。

(注) 1株当たり中間(当期)純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
中間(当期)純損失(千円)	727,235	482,058	1,349,730
普通株主に帰属しない金額 (千円)			
普通株式に係る中間(当期) 純損失(千円)	727,235	482,058	1,349,730
普通株式の期中平均株式数 (千株)	59,753	73,437	62,089
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益の 算定に含めなかった潜在株 式の概要	<p>新事業創出促進法第11条 の5第2項及び旧商法第 280条ノ19第2項の規定 に基づく特別決議による 新株引受権 株主総会特別決議日 平成12年11月10日 (目的となる株式の数 422,000株)</p> <p>平成13年2月8日 (目的となる株式の数 249,000株)</p> <p>平成14年3月27日 (目的となる株式の数 804,000株)</p> <p>商法第280条ノ20及び商 法第280条ノ21の規定に 基づく新株予約権 株主総会特別決議日 平成14年5月30日 (新株予約権 2,007個 目的となる株式の数 2,007,000株)</p> <p>平成15年6月27日 (新株予約権 1,682個 目的となる株式の数 1,682,000株)</p> <p>第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債 額面総額 2,000,000千円</p> <p>これらの詳細について は、「第4 提出会社の 状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりであ ります。</p>	<p>新事業創出促進法第11条 の5第2項及び旧商法第 280条ノ19第2項の規定 に基づく特別決議による 新株引受権 株主総会特別決議日 平成12年11月10日 (目的となる株式の数 195,000株)</p> <p>平成13年2月8日 (目的となる株式の数 51,000株)</p> <p>平成14年3月27日 (目的となる株式の数 597,000株)</p> <p>商法第280条ノ20及び商 法第280条ノ21の規定に 基づく新株予約権 株主総会特別決議日 平成14年5月30日 (新株予約権 1,929個 目的となる株式の数 1,929,000株)</p> <p>平成15年6月27日 (新株予約権 1,399個 目的となる株式の数 1,399,000株)</p> <p>第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債 額面総額 200,000千円</p> <p>同左</p>	<p>新事業創出促進法第11条 の5第2項及び旧商法第 280条ノ19第2項の規定 に基づく特別決議による 新株引受権 株主総会特別決議日 平成12年11月10日 (目的となる株式の数 302,000株)</p> <p>平成13年2月8日 (目的となる株式の数 171,000株)</p> <p>平成14年3月27日 (目的となる株式の数 678,000株)</p> <p>商法第280条ノ20及び商 法第280条ノ21の規定に 基づく新株予約権 株主総会特別決議日 平成14年5月30日 (新株予約権 1,968個 目的となる株式の数 1,968,000株)</p> <p>平成15年6月27日 (新株予約権 1,472個 目的となる株式の数 1,472,000株)</p> <p>第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債 額面総額 850,000千円</p> <p>同左</p>

(重要な後発事象)

前中間会計期間  
(自 平成16年4月1日  
至 平成16年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間  
(自 平成17年4月1日  
至 平成17年9月30日)

1 転換社債型新株予約権付社債の新株への転換

当社が平成16年9月8日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(総額2,000,000千円)につき、平成17年10月19日付で、新株予約権の権利行使による新株への転換が行われました。その内容は以下のとおりであります。

(1) 転換社債型新株予約権付社債の減少額	200,000千円
(2) 資本金の増加額	100,233千円
(3) 資本剰余金の増加額	99,766千円
(4) 増加した株式の種類及び株数	普通株式 2,331,002株

2 当社は、平成17年11月14日開催の取締役会において、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第1回新株予約権の発行を決議し、平成17年11月30日に発行しました。その概要は以下のとおりであります。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

(1) 発行総額	3,000,000千円
(2) 発行価額	額面100円につき100円
(3) 払込期日(発行日)	平成17年11月30日
(4) 募集方法	第三者割当の方法による。
(5) 償還期限	平成19年11月30日
(6) 利率	利息は付さない。

(7) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記の転換価額(ただし、下記(9)号及び)によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。

(8) 本新株予約権の総数 30個

(9) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額

本社債の発行価額と同額とする。

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初111円(以下「当初転換価額」という。)とする。ただし、転換価額は下記及びに定めるところに従い修正または調整されることがある。

なお、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす。

転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎週金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)が算出されない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前のVWAPが算出される取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の各取引日のVWAPの平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)がその時点で有効な転換価額を下回る場合には決定日価額に修正され、決定日価額が当初転換価額を上回る場合にも決定日価額に修正(以下、決定日価額に修正された転換価額を「修正後転換価額」という。)され、それ以外の場合には修正されない。なお、時価算定期間内に、下記で定める転換価額の調整事由が生じた場合は、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、34円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、156円(「上限転換価額」という。ただし、下記による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

当中間会計期間  
(自 平成17年4月1日  
至 平成17年9月30日)

#### 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社の普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行し、または当社の有する普通株式を処分する場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済株式数から当社が有する普通株式数を控除するものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社の普通株式の発行または当社が有する当社の普通株式の移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合にも調整されるものとする。

#### (10) 資本組入額

転換価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

#### (11) 新株予約権の行使期間

平成17年12月1日から平成19年11月29日まで

#### (12) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### (13) 資金の用途

今後のM & A 資金及び新事業展開に係る投資資金に充当

#### 第1回新株予約権

- (1) 本新株予約権の総数 40個
- (2) 発行価額 本新株予約権1個当たり165,000円
- (3) 発行総額 6,600,000円
- (4) 払込期日 平成17年11月30日
- (5) 募集方法 第三者割当の方法による。
- (6) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式20,000,000株とする（新株予約権1個の目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は500,000株とする）。ただし、下記(7)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

#### (7) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額

行使価額（下記に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する場合における株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初134円とする。

当中間会計期間  
(自 平成17年4月1日  
至 平成17年9月30日)

#### 行使価額の修正

平成18年3月3日もしくは当社発行に係る第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換が完了した日が属する週の金曜日のいずれか早い時点以降の毎週金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、行使価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、取引日は株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)が算出されない日を含まない。決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎取引日のVWAPの平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。以下「決定日価額」という。)が、その時点で有効な行使価額を下回る場合には決定日価額に修正され、決定日価額が当初行使価額を上回る場合にも決定日価額に修正(以下、決定日価額に修正された行使価額を「修正後行使価額」という。)され、それ以外の場合には修正されない。なお、時価算定期間内に、下記で定める行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、34円(以下「下限行使価額」という。ただし、下記による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、156円(「上限行使価額」という。ただし、下記による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

#### 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、当社の普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行し、または当社の有する普通株式を処分する場合は、次に定める算式をもって行使価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済株式数から当社が有する普通株式数を控除するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社の普通株式の発行または当社が有する当社の普通株式の移転を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行等が行われる場合にも調整されるものとする。

#### (8) 資本組入額

発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

#### (9) 新株予約権の行使期間

平成17年12月1日から平成19年11月29日まで

#### (10) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### (11) 資金の用途

運転資金に充当

前事業年度  
(自 平成16年4月1日  
至 平成17年3月31日)

1 当社は平成17年5月16日開催の取締役会におきまして合併契約書の承認を決議し、平成17年7月1日を合併期日として株式会社ユージーンを吸収合併することといたしました。

合併に関する事項の概要は以下のとおりであります。

(1) 合併の目的

被合併会社である株式会社ユージーンは、山村研一教授（熊本大学教授、同社及び当社取締役を兼業）らが中心となり、科学技術振興事業団（現・独立行政法人科学技術振興機構）の「新規事業志向型研究開発成果展開事業（プレ・ベンチャー事業）に採択された「ジーン・トラップ・プロジェクト」での研究開発活動の成果を基に、平成13年10月に設立されました。当社は、同社が保有する技術・ノウハウを導入することを目的として、平成14年5月に子会社とし、現在は、同社を100%出資子会社としております。

これにより、当社内では可変型遺伝子トラップ法に係る技術移転や習熟が進み、遺伝子破壊マウス事業の事業効率の向上や当社技術レベルの向上に一定の成果が得られております。また、同社独自の成果として、遺伝子破壊マウスに係る機能情報の特許（出願番号：特願2001-157567、特願2001-157568）を有しております。

同社は、当社グループにおいて、技術開発的な研究開発を担う重要な位置付けにあることにより変わりがありませんが、当社において、遺伝子破壊マウス事業の中核施設を神戸研究所に集約することを機に、両社が推進してきたことを集約し、当社で実施した方が効率的と考え、同社を吸収合併することといたしました。

(2) 合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併（簡易合併）方式で、株式会社ユージーンは解散いたします。

(3) 合併により発行する株式の種類及び数、増加すべき資本金、財産の引継ぎ

当社は合併に際して、合併による新株発行及び資本金の増加は行わないこととします。

株式会社ユージーンは、平成17年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とした資産、負債及び権利義務の一切を、合併期日において当社に引継ぎます。

(4) 合併交付金

当社は、株式会社ユージーンの全ての株式を所有しておりますので、合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いは行いません。

2 転換社債型新株予約権付社債の新株への転換

当社が平成16年9月8日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（総額 2,000,000千円）につき、平成17年5月2日付（200,000千円）、平成17年6月27日付（100,000千円）及び平成17年6月29日付（100,000千円）で、新株予約権の権利行使による新株への転換が行われました。その内容は以下のとおりであります。

(1) 転換社債型新株予約権付社債の減少額	400,000千円
(2) 資本金の増加額	201,060千円
(3) 資本剰余金の増加額	198,939千円
(4) 増加した株式の種類及び株数	普通株式 3,814,966株

(2) 【その他】

該当事項はありません。



## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |                         |  |                          |
|-------------------------|--|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書<br>及びその添付書類 | 事業年度 自 平成16年4月1日<br>(第7期) 至 平成17年3月31日 | 平成17年6月30日<br>九州財務局長に提出  |
| (2) 臨時報告書               | (主要株主の異動)                              | 平成17年8月16日<br>九州財務局長に提出  |
| (3) 有価証券届出書<br>及びその添付書類 | (新株予約権証券の発行)                           | 平成17年11月14日<br>九州財務局長に提出 |
| (4) 有価証券届出書<br>及びその添付書類 | (新株予約権付社債の発行)                          | 平成17年11月14日<br>九州財務局長に提出 |

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月9日

株式会社トランスジェニック

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 伯川 志郎

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松尾 政治

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トランスジェニックの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トランスジェニック及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月9日

株式会社トランスジェニック

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 伯川 志郎

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松尾 政治

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トランスジェニックの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トランスジェニックの平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月14日

株式会社トランスジェニック

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 伯川 志郎

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松尾 政治

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トランスジェニックの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トランスジェニックの平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

- 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなったため、この会計基準を適用し中間財務諸表を作成している。
- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成17年11月14日開催の取締役会において、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第1回新株予約権の発行を決議し、平成17年11月30日に発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。